

京都地方税機構における規約変更等について

1. 概要

京都地方税機構（以下「税機構」という。）において、固定資産税のうち償却資産に係る課税事務について申告書の受付・データ化等の事務を処理し、共同化を行い、納税者の利便性の向上及び適正課税の推進を図ります。

そのため、税機構が処理する事務として、新たに償却資産に係る申告書等の受付等の事務を規約に追加します。

また、令和元年10月1日に施行される地方税法改正（地方法人特別税及び自動車取得税の廃止、特別法人事業税の創設並びに自動車税・軽自動車税の環境性能割・種別割の導入）に伴う規約の変更を行います。

2. 規約の主な変更内容

(1) 償却資産課税事務共同化について

- ・税機構が処理する事務に償却資産の課税に係る事務の規定を追加（第4条第3号）
- ・市町村の負担金について規定（別表）

(2) 地方税法の改正に伴うものについて

- ・地方法人特別税に関する規定を削除し、特別法人事業税に関する規定を追加（第4条第1号）
- ・自動車取得税に関する規定を削除し、自動車税及び軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する規定を追加（第4条第2号）

3. 償却資産課税事務共同化に伴う業務の分担

(1) 税機構が行う業務

ア 課税事務

償却資産に係る申告書類の事業者への発送、申告書の受付・審査・データ化、評価額・課税標準額の算定等

イ 調査事務

新規対象者（課税客体）の捕捉調査、実地調査（書類調査等）

税機構本部に（仮称）償却資産申告センターを設置し、申告書の受付等を行う。

(2) 宇治市が行う業務

償却資産に係る課税決定（税額・調定等）、納税通知書の作成・送付等

4. 今後の予定

- ・ 令和元年6月 議案の提出
- ・ 7月 総務省へ規約変更申請
- ・ 10月1日 変更後の事務開始（特別法人事業税、自動車関係税）
- ・ 令和2年4月1日 （仮称）償却資産申告センターを設置
- ・ 令和3年1月1日 変更後の事務開始（償却資産）